

所を賣却して退去す。

○前田三左衛門直之傳

家譜を按ずるに、直之初名利直又政之。俗稱肥後。後三左衛門と呼べり。大納言利家卿の孫、能登侍從利政君の男也。慶長九年三月京都に於て出生。幼名不詳、利政君これを坊と呼び給へり。三歳の時、利家卿の後室芳春院君引取り養育し給へりと云ふ。有澤永貞の古兵談殘囊集に云ふ。利政君在京中、被召仕衆に男子出生あれば、襦袢の中に押殺し、女子のみそでてらる。芳春院君女中衆へ内々仰含め置かれ、男子一人生れ落つるより、竊に芳春院君養育被成。能州衆之内木村藤兵衛は、利政君の氣に入にて、歳に一度宛は御機嫌伺に登り、露地口より縁端まで罷出で、簾を隔て咄を聞き給へり。或時殊之外機嫌能きゆゑ、御男子一人芳春院様御隠し養育被遊、今年八歳に御成候と申上ぐ。夫れは逢度物也。いづぞ連れて參れとの仰也。依て其後藤兵衛負ひまし、例の通り露地口より罷越す。罷越に見給ひ、思うたより成長じやなど宣へり。藤兵衛如何なる事かあらんと恐敷思ひ、早く御暇申し、負ひまして猿戸口を出でける

に、露地下駄の音して、是々と呼掛給ふ。藤兵衛心に、追掛けて如何可被成哉と、彌々足早に立去る處、塀の屋根の上より、是を取らするぞとて大小を投出し給ふ。藤兵衛是を取りて逃げ歸りたり。大小は貞宗の腰物、正宗の脇差にて、兩刀ともに名物なりと云々。可觀小説には、利政君嵯峨に居住し給ふ頃、男女子多く出生あれども、男子は人となし給はず。直之君獨り竊に芳春君養育し給ひ慈愛深けれども、實子の證なくては微妙公へ仰入れらるべきやうなし。石黒覺左衛門は利政君の氣に應じ、臨時御隠栖にも侍れり。因て覺左衛門に命ぜられ、此兒を携へて利政に見せ、親子の證據を聞いて來れと命ぜらる。覺左衛門即ち上京し、彼御住所に至り、其の旨を密に申上ぐ。利政君、其の子見せよと御意也。仍て翌朝連れ参りけるに、利政君長屋の出格子より仄に見給ひ、我が子に紛れなしと仰せらる。左あらば其證據賜へと強ひて申上げければ、帶せられし貞宗の腰物を賜はる。依て直之君を携へ、金澤へ歸るといふ。按ずるに、前件の兩説孰れかはならん。公族譜に云ふ。芳春君は慶長五年より十九年まで、證人と成りて江戸に居給

へり。然れば金澤へ被呼寄養育の事如何にや。然れども松雲公の御意に、故三左衛門は幼少より、芳春院殿御いとほしがり被成。などあれば、又疑ふべき事に非ざるか。矢田六郎兵衛覺書に、芳春院様江戸へ人質に御越被成節、三左衛門様被召連云々とて、三左衛門様江戸幼少の節の行狀を記せり。是實説ならんか。利政君由來覺書に、大坂冬陣之節、大坂より籠城し給へと味方に招くといへども同心なし。故に家康公より、云々の事に付いて人質を可給と御使被遣。爰許には人質に可仕者も無之。加賀に坊と申すせがれ居候。御用に候はゞ夫より可被仰遣と返答有之由。とあり。さて元和元年十一月十三日利光卿判書を以て、二千石賜之。于時十二歳也。と家譜にあり。按ずるに、江州今津甚右衛門所藏利政君判書に。

尙々、さかなども急下候間、人足二人早々申付、加賀さかひまで成共送届可申候。以上。

熊申遣候。然者坊かたより高岡年寄共振舞候付而、俄に此方へさかなども相調に參着候。則十五日之用意之由候へ共、十二日・十三日に高岡へ下着候様にと使者急候而、其方手前

之人足二人申付、せめて越前路まで送届可申候。急に付而夜通に指下候條、早々二人芳春院百姓二人申付指下可申候。孫一かたへ可申遣候へ共、果申間敷候間、其方へ直に申遣候様にと申遣候。恐々謹言。

二月七日

孫四利 政判

今津甚六殿

右は、利長卿未だ高岡に在城し給ふ頃にて、慶長十九年二月の親簡ならんか。此の親翰に據れば、此の頃直之高岡にて花紙代を賜はり居られしにや。故に高岡年寄共を振舞云々と載せられたるならんか。坊とは直之主を宣へり。或は云ふ。織田氏季子勝長。幼時稱御坊。蓋御坊者。似當時之方言而稱之矣。非必爲之名歟と。されば利政君も、さるよしにて坊と宣へるものならん。古兵談殘囊集に云ふ。前田三左衛門へ、芳春院君逝去以後一萬石被進之。能き物成の知行にて、百石百俵の收納也。江戸よりの規則に、國持の身代果てたる跡は、萬石より上は不罷成との故也。然るに三左衛門殿跡前田備後、其の跡前田主税、元祿十五年綱紀卿江戸へ被爲召て諸大夫に被願、近江守に成りて、